船橋市感染症予防計画(案)の主な変更点について

No.	該当箇所	変更後	変更前	変更の理由
1	第1 感染症の	(2) 市民の役割	(2) 市民の役割	県予防計画の変更に伴う。
	予防の推進の	市民は、感染症に関する正しい知識を	市民は、感染症に関する正しい知識を	
	基本的な方向	持ち、正確な情報の把握を行うととも	持ち、正確な情報の把握を行うととも	
	5 [p. 8]	に、その予防やまん延の防止に必要な	に、その予防やまん延の防止に必要な	
		注意を払うよう努めなければならな	注意を払うよう努めなければならな	
		い。また、偏見や差別により <u>感染症の患</u>	い。また、 <u>感染症の患者等について、</u> 偏	
		者及び医療関係者等の人権を損なわな	見や差別により <u>患者等の人権</u> を損なわ	
		いようにしなければならない。	ないようにしなければならない。	
2	第13 感染症	地方公共団体においては適切な情報の	地方公共団体においては適切な情報の	県予防計画の変更に伴う。
	に関する啓発、	公表、正しい知識の普及等を行うこと	公表、正しい知識の普及等を行うこと	
	知識の普及と	が、医師等に おいては患者等への十	が、医師等に おいては患者等への十	
	患者等の人権の	分な説明と同意に基づいた医療を提供	分な説明と同意に基づいた医療を提供	
	尊重に関する	することが、県民においては感染症に	することが、県民においては感染症に	
	事項	ついて正しい知識を持ち、自らが予防	ついて正しい知識を持ち、自らが予防	
	1 【p. 33】	するとともに、 <u>患者及び医療関係者等</u>	するとともに、 <u>患者等</u> が差別を受ける	
		が差別を受けることがないよう配慮し	ことがないよう配慮していくことが重	
		ていくことが重要である。さらに、地方	要である。さらに、地方公共団体は、感	
		公共団体は、感染症のまん延の防止の	染症のまん延の防止のための措置を行	
		ための措置を行うに当たっては、人権	うに当たっては、人権の尊重に留意す	
		の尊重に留意することが必要である。	ることが必要である。	

O	仓小	
	(第6 原	感染症
	に係る医療	景を
	提供する体	本制の
	確保に関す	トる

事項4) 【p. 47】 (4)全国的かつ急速なまん延が想定 される新興感染症については、入院患 者及び外来受診者の急増が想定される ことから、平時から、法に基づき締結す る医療措置協定等により、当該感染症 の患者の入院体制及び外来体制や、当 該感染症の後方支援体制を迅速に確保 できるようにしておく。

なお、医療提供体制の確保に当たっては、県等は、流行初期の段階から協定 締結医療機関等に感染症に関する情報 を迅速に提供できる体制及び円滑に連 絡をとれる体制を構築しておく。

(4)全国的かつ急速なまん延が想定 される新興感染症については、入院患 者及び外来受診者の急増が想定される ことから、平時から、法に基づき締結す る医療措置協定等により、当該感染症 の患者の入院体制及び外来体制や、当 該感染症の後方支援体制を迅速に確保 できるようにしておく。

県予防計画の変更に伴う。

※「第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」については、県予防計画に基づき、市は対応することが原則となることから、県予防計画の該当箇所を抜粋し巻末に添付している。